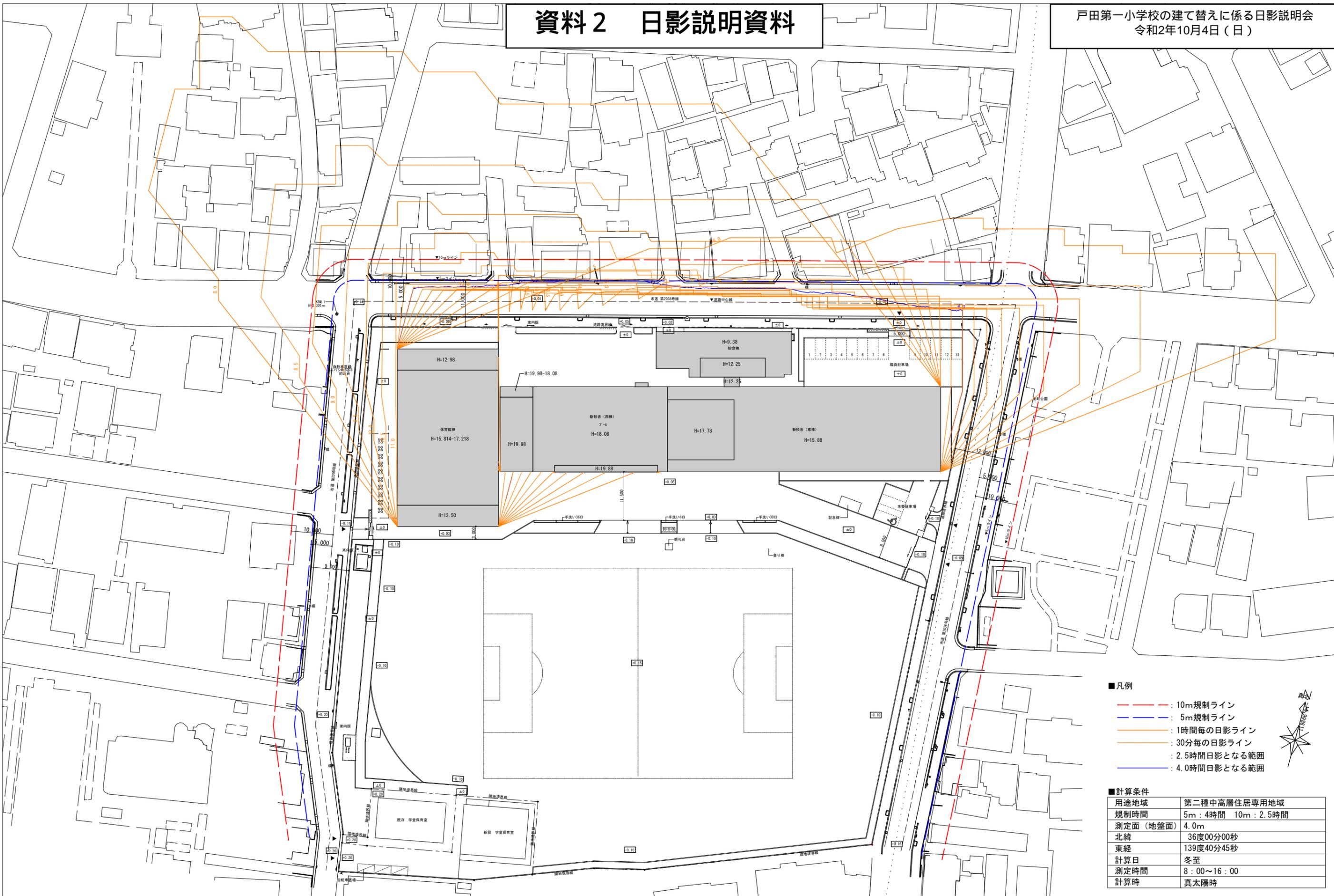


資料2 日影説明資料

戸田第一小学校の建て替えに係る日影説明会
令和2年10月4日(日)



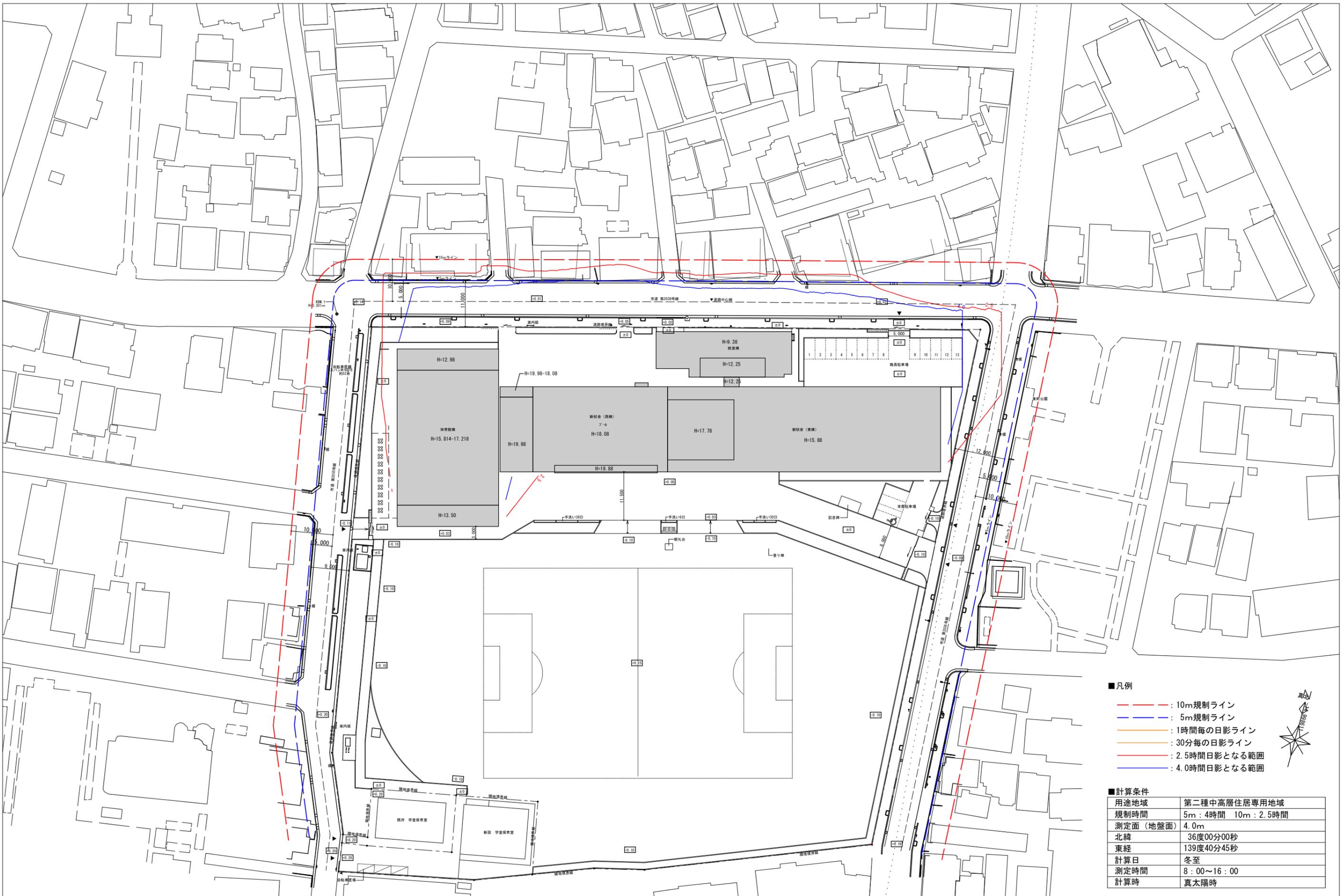
- 凡例
- : 10m規制ライン
 - : 5m規制ライン
 - : 1時間毎の日影ライン
 - : 30分毎の日影ライン
 - : 2.5時間日影となる範囲
 - : 4.0時間日影となる範囲

■計算条件

用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m : 4時間 10m : 2.5時間
測定面(地盤面)	4.0m
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8:00~16:00
計算時	真太陽時



日付	記事	承認	照査	設計	設計年月日



- 凡例
- : 10m規制ライン
 - : 5m規制ライン
 - : 1時間毎の日影ライン
 - : 30分毎の日影ライン
 - : 2.5時間日影となる範囲
 - : 4.0時間日影となる範囲

■計算条件

用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m : 4時間 10m : 2.5時間
測定面 (地盤面)	4.0m
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8 : 00 ~ 16 : 00
計算時	真太陽時



日付	記事	承認	照査	設計	設計年月日

⑥既存日影図

○建築基準法の日影規制について

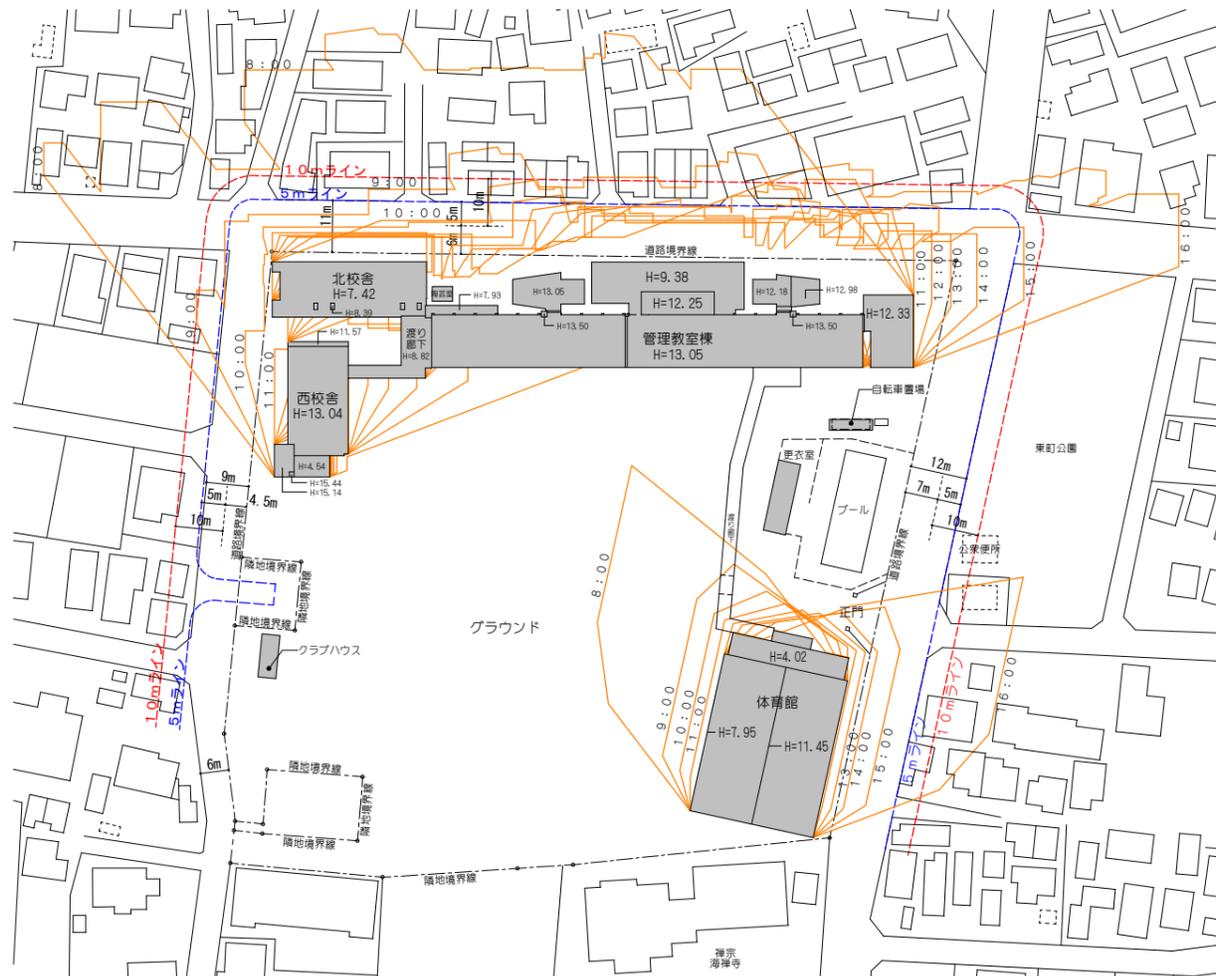
住居系および住居混在系用途地域に立地する中高層建築物が周囲の土地に生じさせる日影を制限し、良好な住居環境を確保することを目的としたものです。
 規制対象地域にある建築物は冬至の真太陽時における8時～16時までの間に、法で定められている5m・10mを超える範囲の測定面に、制限された時間以上の日影を生じさせてはなりません。
 日影規制を適用する区域、測定面高さ、規制値は各地方公共団体の条例で定められており、戸田市は右記計算条件のとおり、日影となる時間が、5mラインを超える範囲は4.0時間未満、10mラインを超える範囲は2.5時間未満と規定されています。
 既存校舎等については、図のとおり規制値以上の日影時間となっている場所はありません。

○計算条件

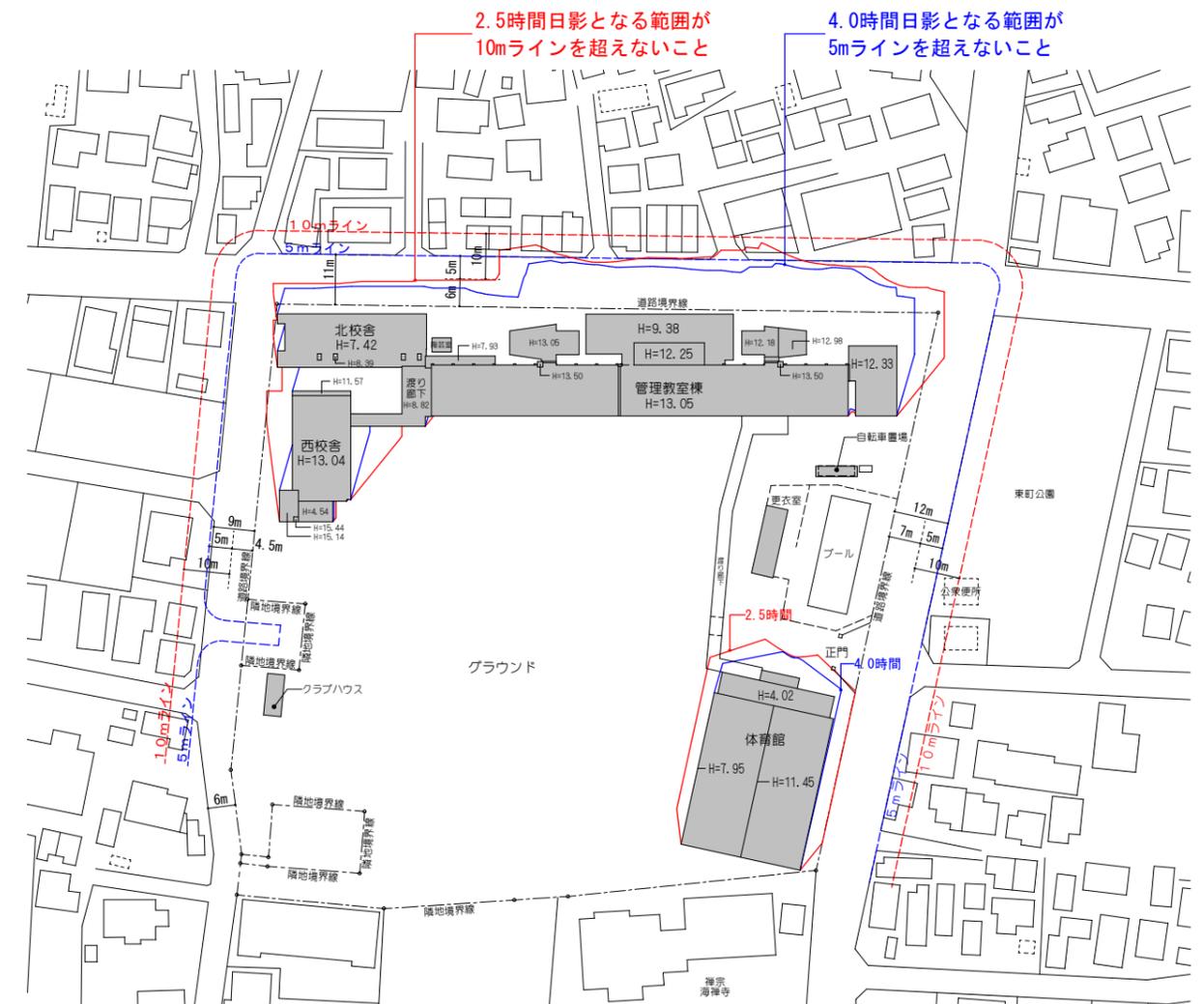
用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m 4.0時間 10m 2.5時間
測定面(地盤面)	4.0m(0.0)
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8:00~16:00
計算時	真太陽時
計算ソフト	JWVCAD

○凡例

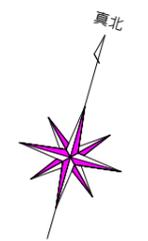
- : 1時間毎の日影ライン
- - - : 10m規制ライン
- - - : 5m規制ライン
- : 2.5時間日影となる範囲
- : 4.0時間日影となる範囲
- - - : 敷地境界線



時刻日影図 S=1:1500 ※1時間毎(8時~16時)の日影位置を表した図



等時間日影図 S=1:1500 ※日影適合確認用の図



※本図は既存資料を元に作図したものです。